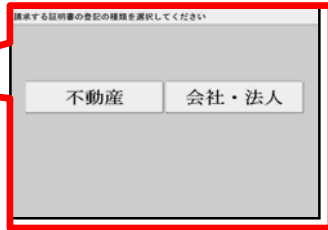


# 横浜地方法務局から法人登記部門からお知らせ

☆ 商業法人登記事項証明書

横浜地方法務局の本局，湘南支局，川崎支局，西湘二宮支局，厚木支局，相模原支局，神奈川出張所，麻生出張所，大和出張所，法務局証明サービスセンター（秦野市役所・小田原市役所・平塚市役所・津久井総合事務所）では…

① **タッチパネル請求機** を使って  
証明書が **早く!! 簡単!!** に請求・受領できます。



画面をタッチするだけで  
**請求書の作成が不要!!**  
タッチ後は，専用窓口で証明書を  
**すぐに受領できます!!**

☆ 登記事項証明書  
☆ 代表者事項証明書  
☆ 印鑑証明書  
※印鑑カード及び代表者生年月日を準備

の請求は，**タッチパネル請求機** を  
ご利用ください!!

会社法人の登記事項証明書は，

登記ねっと

検索



② **かんたん証明書請求** が **お得!!** です。

その1

**安い!!**

[通常]

(郵送料は，自己負担)

★登記事項証明書の手数料が安くなります!

[オンライン請求の場合]

窓口受領の場合，1通 **480円**

郵送受領の場合，1通 **500円**

(郵送料は，**不要**)

その2

**早い!!**

[通常]

窓口に向いてから請求  
郵送に往復日数がかかる

★自宅のパソコンから請求し，すぐに受領できます!

[オンライン請求の場合]

手数料の納付確認後  
作成後，**即日郵送** します  
窓口で，**すぐ受領** できます

その3

**簡単!!**

★手数料は，インターネットバンキング又はATM  
のペイジーを利用して納付をお願いします!

★環境設定が不要! 初めての方でも簡単操作!

お問合せ先は裏面をご覧ください。

## ③ 「登記事項のオンライン送付」のご案内

※電子署名や電子証明書の添付は必要ありません。

手順1

検索エンジンを利用し、  
「申請用総合ソフト ダウンロード」で検索



手順2

申請者情報の登録  
ID・パスワードの登録(初回のみ)

※ このシステムのご利用の際には、申請者情報を登録する必要があります。



手順3

申請情報の作成・送信  
(申請情報の作成で登記申請書も、同時に作成できます！)

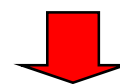
※ 会社等の特定はオンラインシステム上で特定していただくと便利です。  
※ 登記すべき事項を参照する際は「登記すべき事項の事前提出書」欄を参照してください。



手順4

登記申請書及び添付書類の提出  
(登記申請書等の提出がないと受付されません。ご注意ください。)

※ 手順3で印刷したものに押印すればOK！  
※ 登録免許税の納付については、申請書に収入印紙を貼付してください。



手続は完了です。

※受付完了、補正、登記完了等事件の進行状況は、オンラインでお知らせします。

お問合せ先  
横浜葉地方法務局  
法人登記部門(Tel.045-641-7956)